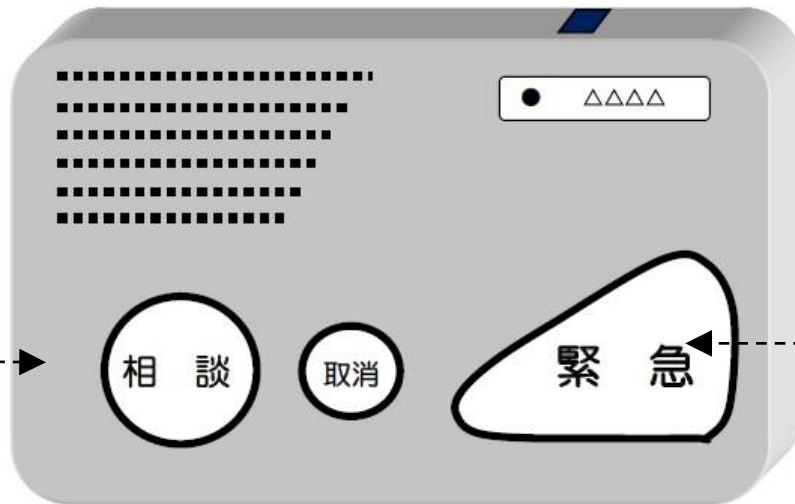


～つながる安心～

緊急通報システム

緊急通報システム本体



相談ボタン(青色)

相談があるときに押してください。
平日8:45～17:30は市役所(高齢福祉課)に、それ以外は消防本部につながります。

緊急ボタン(赤色)

急病や事故など緊急のときに押してください。
消防本部につながります。

ペンダント

急病や事故など緊急のときにボタンを押してください。
自宅の中であれば、別室にいても消防本部につながります。



火災感知器

火事が発生したときに、熱・煙を感知して自動的に消防本部に通報します。

台所に熱感知器、寝室に煙感知器を設置しますが、家の構造によって壁に穴をあける場合があります。

《 緊急通報システムを利用するために必要なもの 》

緊急通報システムを利用するには、固定電話機と電話回線（NTTアナログ回線）が必要です。電話回線がNTTアナログ回線でないと、通報に支障をきたす場合があります、システムを利用できません。

また、設置後に電話回線の変更を行う際には、事前に高齢福祉課までご連絡ください。

《 間違えてボタンを押してしまったときは 》

市役所や消防本部の呼びかけに「間違えました。」と返事をしてください。返事がなければ、緊急事態と間違われてしまうことがありますので、注意してください。

《 緊急通報システムのコンセントは抜かないでください 》

緊急通報システムのコンセントを抜くと、通報ができなくなってしまうので、コンセントは抜かないでください。コンセントが抜けていないかなど状況を確認するために市役所から電話することがあります。

《 ペンダントの電池は2年に1度交換してください 》

ペンダントはボタン電池で動く仕組みになっています。ペンダントの電池は各自で交換していただくことになっています。自分で交換できない方や交換を頼める人がいない方は、電器店などにご相談ください。（電池代は約300円です。型番：CR2032）

《 9日ごとに通報試験があります 》

機器が正常に作動していることを確認するために、9日ごとに通報試験を行っています。自動で行われますので操作は必要ありません。通報試験中は、本体の右上にある『ER-50Ae』や『NEC』という文字の横の緑色のランプがオレンジ色に点滅します。試験の時間は平均30秒です。なお、通報試験中は電話を使うことができません。

《 通報する際の電話料金 》

緊急通報システムは電話回線を利用して通報する仕組みのため、相談ボタンや緊急ボタンを押して通報するときや9日ごとの通報試験等の電話料金は利用者の負担となりますので、ご了承ください。

《 ペースメーカー等の医療機器をご使用の方 》

日本医用機器工業会では、ペースメーカー装着者が携帯電話を使用する場合、装着部位より22cm離すことを推奨しています。ペンダントを使用する場合は、ペースメーカー装着部位より1cm以上離すことで、携帯電話使用時に推奨される値とほぼ同等のレベルで使用が可能になります。

ペースメーカー等の医療機器をご使用の方は、ペンダント無線電波の影響を医師等にご確認のうえご使用ください。

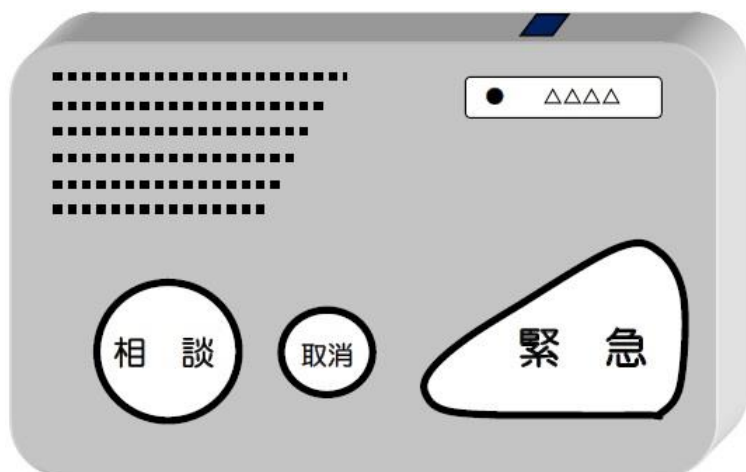
《 電話回線が災害などのために使用できない場合 》

地震や台風などで電話回線が使用できない場合、緊急通報システムも使用できません。自主的に避難をするなど、各自で危険のないよう身を守ってください。

《 停電したときは 》

停電すると、緊急通報システムから「停電しました。」と音声が出て、電話が使えなくなることがあります。このような時には、次のように対処してください。

緊急通報システム本体の上面の右側にある
青いリセットボタンを押してください。



※30分後に再び音声が出る可能性があります。音声が出た場合、その都度青いリセットボタンを押してください。

近隣協力員について



市役所や消防本部から、近隣協力員にお願いすることは次のとおりです。

※原則 8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0

(対応可能時間を申請いただいた方は、その時間帯)

- ①利用者との連絡が取れない場合に、利用者の状況についてお尋ねすることがあります。
- ②市役所や消防本部で緊急事態かどうかの状況がわからないときに、利用者の家まで様子を見に行ってくださいことがあります。
- ③地震や台風などの災害発生時には、利用者の安否確認をお願いしたり、避難所へ一緒に避難するようお願いすることがあります。

近隣協力員は、あくまでも、そのときに対応できる範囲でのご協力となります。近隣協力員が対応できないときは、市役所や消防本部が対応します。

《 こんなときは 》 市役所の高齢福祉課までご連絡ください

- ①近隣協力員、緊急連絡先の住所や電話番号などに変更があるとき。
- ②緊急通報システム本体、ペンダント、火災感知器が故障したときや紛失したとき。(故意に機器を損傷させた場合等は、代金を負担していただくことがあります。)
- ③電話機の交換や電話回線の工事、パソコンなどの接続を行うとき。
- ④旅行や入院などで留守にするとき。また、帰宅したとき。
- ⑤引越しをするとき。(転居先にも緊急通報システムを取り付けるときには、工事費用が自己負担になります。)
- ⑥緊急通報システムの利用を取りやめたいとき。

お問い合わせ (機械の故障、取り外しなど) は、
函館市 保健福祉部高齢福祉課

電話 21-3025

※平日の午前8時45分から午後5時30分まで